女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料

資料番号

02-補-E-01-0100-6-3 改 11

補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁 の要目表記載変更について

## 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について

### 1. 目的

非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B 及び T46-F003A, B) について,要目表に弁箱厚さが公称値で記載されていたことから,他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。

なお、T46-F001A,Bの要目表の最高使用圧力の記載が範囲を示す記載となっていたこと並びに T46-F001A,B 及び T46-F003A,B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから要目表の記載を適正化する。また、当該弁はクラス2弁として設計されているが、基本設計方針の主要設備リストに当該弁の機器クラスが「クラス4」と記載されていたことから「クラス2」に記載を適正化する。

### 2. 要目表の記載の変更の概要

非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B 及び T46-F003A, B) の弁箱厚さについて, 腐食代を考慮した 寸法 (設計確認値) へ記載を変更する。なお, T46-F001A, B の最高使用圧力が範囲を表す記載となって いたこと並びに T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから記載を適正化する。

変更点は以下のとおりである(添付資料1~5参照)。

(1) T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の弁箱厚さを設計確認値へ記載変更

	<要目表変更前欄> <	要目表変更後欄>	>
	(mm)	(mm)	
(2)	T46-F001A,Bの最高使用圧力,弁ふだ	た厚さ及び弁ふた	材料の要目表変更前欄の記載の適正化
	<要目表変更前欄>	<要	目表変更後欄>
	(最高使用圧力) -23.5~13.7 ⇒ 13.7 (1.7)	3.7, -23.5	変更なし
	(弁ふた厚さ) - ⇒	(mm)	変更なし
	(弁ふた材料) — → S25C		変更なし
(3)	T46-F003A, B の弁ふた厚さ及び材料の	の要目表変更前欄	の記載の適正化
	<要目表変更前欄>	<要	目表変更後欄>
	(弁ふた厚さ) - ⇒	(mm)	変更なし

3. 要目表の記載の変更の必要性

(弁ふた材料) — ⇒ S25C

弁箱厚さについて公称値で記載されていたことから他の主要弁との記載の整合を図るため腐食代を 考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する必要がある。

変更なし

なお、T46-F001A, B の最高使用圧力について-23.5~13. 7kPa と記載しており最高使用圧力に範囲があるような記載となっていたこと並びに T46-F001A, B 及び T46-F003A, B の弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから、他の主要弁と記載の整合を図るため記載を適正化する必要がある。

## 4. 基本設計方針の記載の変更の概要

非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B 及び T46-F003A, B) について原子炉格納施設の基本設計方針 (主要設備リスト)の機器クラスを「クラス 4」から「クラス 2」へ記載を適正化する。

## 5. 基本設計方針の記載の変更の必要性

非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B 及び T46-F003A, B) は、建設時からクラス 2 弁として設計されていたが、原子炉格納施設の基本設計方針(主要設備リスト)の機器クラスにおいて「クラス 4」と記載されており「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条(定義)においてもクラス 2 弁として扱うべき弁であることから「クラス 2」へ記載を適正化する必要がある。

### 6. 設工認手続きについて

本手続きでは、要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。なお、T46-F001A,Bの最高使用圧力の記載が範囲を持った記載となっていたこと並びに T46-F001A,B及び T46-F003A,Bの弁ふた厚さ及び弁ふた材料が記載されていなかったことについて記載を適正化する。また、原子炉格納施設の基本設計方針(主要設備リスト)の当該弁に関する機器クラスの記載を適正化する。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

7. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり,技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 6 に示す。

## 8. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事計画変更認可申請書に添付すべき書類は,「実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて,下欄に記載される添付書類を添付 する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料7,8に示す。

以上

添付資料 1: 非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 2:原子炉格納施設の主要設備リスト (今回変更認可申請資料)

添付資料 3:非常用ガス処理系主要弁構造図(今回変更認可申請資料)

添付資料 4:非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)

添付資料 5:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)

添付資料 6:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

添付資料 7:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

添付資料8:設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について(非常用ガス処理系主要弁)

参考資料 1:非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A,B)の最高使用圧力に係る設計

## 添付資料1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

- (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備
- a. 非常用ガス処理系

ヌ 主要弁(堂設)

	メ 主要 ( 格政)									
1001			変更	Į m̃	変 更 後					
名	称 T46-F001A, B									
좬	類	_	正 岁	) <u></u>						
最 高	使 用 圧 力	kPa	13. 7*2,	-23.5*3	変更なし					
最 高	使 用 温 度	$^{\circ}$	10	0						
主呼	び  径		300	0A						
主要分弁	箱 厚 さ	mm			*4					
法介	ふ た 厚 さ	mm		*4*5						
材料	箱		SCP	H2						
料介	S. 72	==	S250	C***						
期区 直	動 方 法	_	空気	作動						
個	数	=7	2	1						
取 (	統 名 ライン名)		T46-F001A 非常用ガス処理系A系	T46-F001B 非常用ガス処理系B系	変更なし					
付設			原子炉建屋 0. P. 33. 20m	原子炉建屋 0. P. 33. 20m						
箇 溢 区	画 番 号		_							
	溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ									

- 注記\*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「-23.5~13.7」と記載。
  - \*2: 主蒸気管破断事故時において非常用ガス処理系排風機起動前に原子炉棟内の圧力が正圧として作用することを考慮した場合の圧力の最大値を示す。
  - \*3:主蒸気管破断事故時において非常用ガス処理系排風機起動後に原子炉棟内の圧力及び非常用ガス処理系排風機縮切静圧が負圧として作用することを考慮した場合の圧力の最大値を示す。
  - \*4:設計確認値を示す。
  - \*5:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

: 手続き対象

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

7-3-(7)-a-2

_					
			変 更	変 更 後	
名		称	T46-F00	93A, B	
種	類	-	止め	弁	
最	高 使 用 圧 力	kPa	23.	5	変更なし
最	高 使 用 温 度	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	140	)	
主	呼 び 径	-	300	A	
主要寸	弁 箱 厚 さ	mm			81
法	弁 ふ た 厚 さ	mm		*1*2	
材料	弁 箱	-	SCPH2		
料	弁 ふ た	2 <del>0.00</del>	S250	*2	
娜	助 方 法	-	電気作	<b>宇</b> 動	
101	数	-	2		387 - 202 II
取	系 統 名 (ライン名)		T46-F003A 非常用ガス処理系Λ系	T46-F003B 非常用ガス処理系B系	変更なし
付	設 置 床	2000	原子炉建屋 0. P. 22. 50m	原子炉建屋 0. P. 22. 50m	
箇	溢水防護上の 区 画 番 号	-	R-2F-1-1	R-2F-1-1	
所	溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ	-	床上0.13m以上	床上0.13m以上	

注記\*1:設計確認値を示す。

\*2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

: 手続き対象

## 添付資料 2:原子炉格納施設の主要設備リスト(今回変更認可申請資料)

### 表 1 原子炉格納施設の主要設備リスト(32/42)

					変更前					変更後								
	献	Z.				設計基準	!対象施設*!	重大事	收等対処設備*		設計基準対象施設*1		重大事故等效	小処設備*1				
	設備 名名 名	系統名称	機器区分		名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス				
	残経療除法系(サフレッションプール水冷 切モード) 切モード) の安全設備 の安全設備	ガモッションプ 担モ	原子炉格納容器	.后按领家里	原子炉格納容器配管貫通部(X-215B)		П	常設/防止 (DB 拡張)	SA クラス 2			変更なし						
		ード) イデ(サプレ	安全設備	主配管	原子炉格納容器配管貫通部(X-215B)〜サ プレッションブール水冷却配管 B 系開放 端		31	常設/防止 (DB 拡張)	SA クラス 2			変更なし						
			ý	加熱器	非常用ガス処理系空気乾燥装置	S	3.		=			変更なし						
				主要弁	Т46-F001А, В	S	クラス 2*6		<b>=</b>			変更なし						
7-4-8	生			工女儿	T46-F003A, B	S	クラス 2*6		=			変更なし						
89	八低減設		放射性物質濃度		T48-F045~非常用ガス処理系空気乾燥 装置入口配管合流点	S	クラス 4		-			変更なし						
	備その	ガ	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格	燃性ガス濃度制	燃性ガス濃度制		燃性ガス濃度制		非常用ガス処理系空気乾燥装置入口配 管合流点~非常用ガス処理系排風機	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし		
	圧力低減設備その他の安全設備		納容器再循環設 備		原子炉建屋内~非常用ガス処理系排風 機入口配管合流点	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし						
	土設備			-3 - ac 1 dats	非常用ガス処理系排風機〜非常用ガス 処理系フィルタ装置	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2		変更なし							
					非常用ガス処理系フィルタ装置〜非常 用ガス処理系フィルタ装置出口配管合 流点	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし						
					非常用ガス処理系フィルタ装置出口配 管合流点~排気筒	S	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし						

: 手続き対象

9

表 1 原子炉格納施設の主要設備リスト(42/42)

					変更前					変更後			
設	系					作対象施設* <sup>1</sup>	重大事故	汝等対処設備* <sup>1</sup>		設計基準対象施設*		重大事故等対処設備*1	
設備区分	系統名称	機器区	区分	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
		圧力逃がし装置		<b>窒素供給用ヘッダ</b>	:=::	=	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3	変更なし				
圧力	原子			可搬型窒素ガス供給装置接続管	3 <b>—</b> 3	-	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
圧力低減設備そ	炉格納容器フ			取水用ホース(250A:5m,10m,20m)	_	=	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
備その他	芸器フィ			主配管フ逃がし装置	送水用ホース (300A: 2m, 5m, 10m, 20m, 50m)	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし	
他の安全設備	ルタベ			注水用ヘッダ	-	=	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
	ント系			送水用ホース(65A:20m)	-	50H 50H	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
			フィルター	フィルタ装置* <sup>5</sup>	=	==	常設耐震/防止 常設/緩和	SA クラス 2			変更なし		

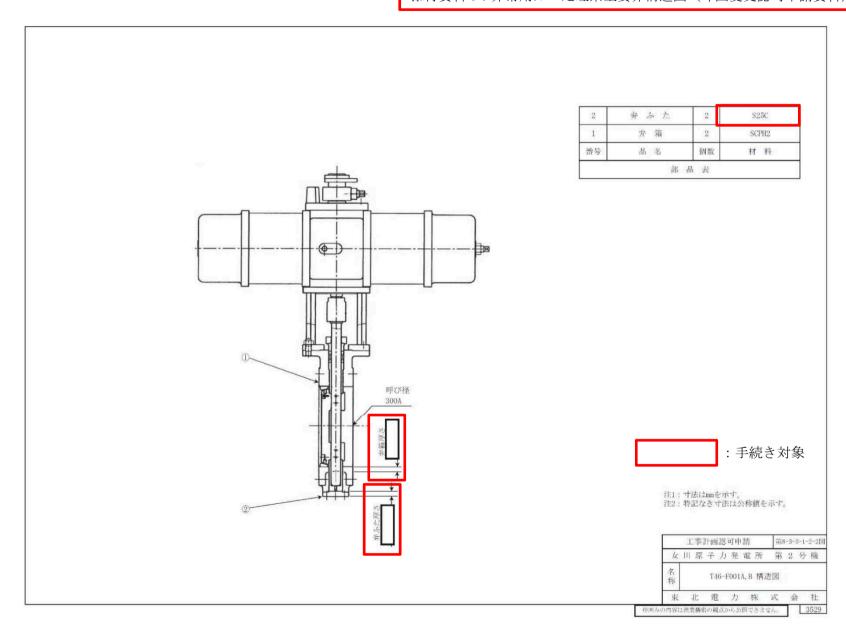
注記\*1:表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

\*2:本設備は記載の適正化のみ行うものであり、手続き対象外である。

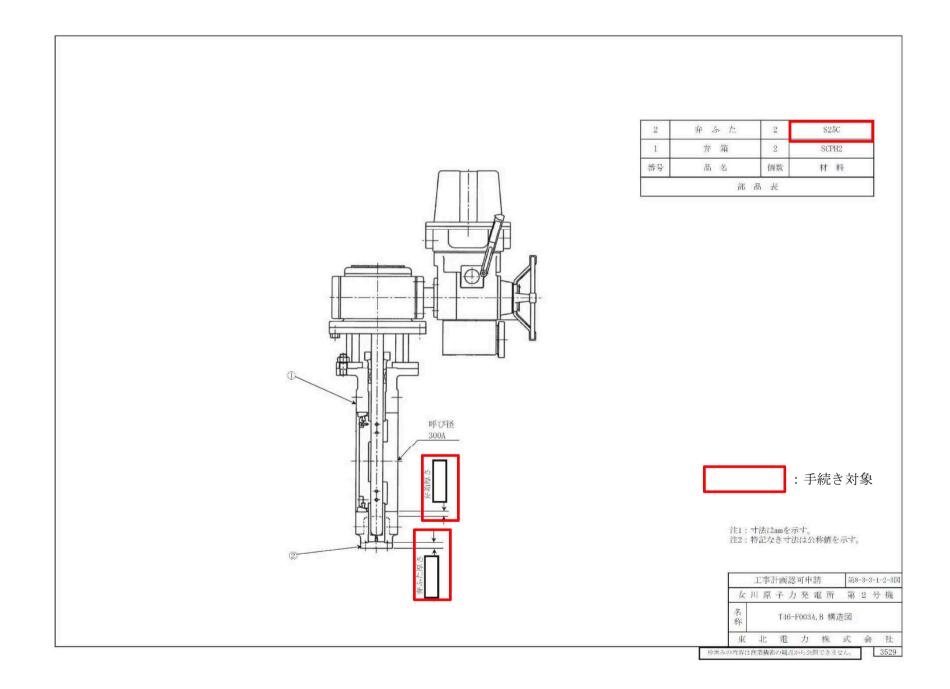
\*3:装置内配管がクラス3,それ以外はクラスなし。

\*4: 本設備は、フィルターとして使用するフィルタ装置と同一機器である。
\*5: 本設備は、容器として使用するフィルタ装置と同一機器である。

\*6: 既工事計画書にはクラス4と記載。従来よりクラス2で設計していることから記載の適正化を行う。

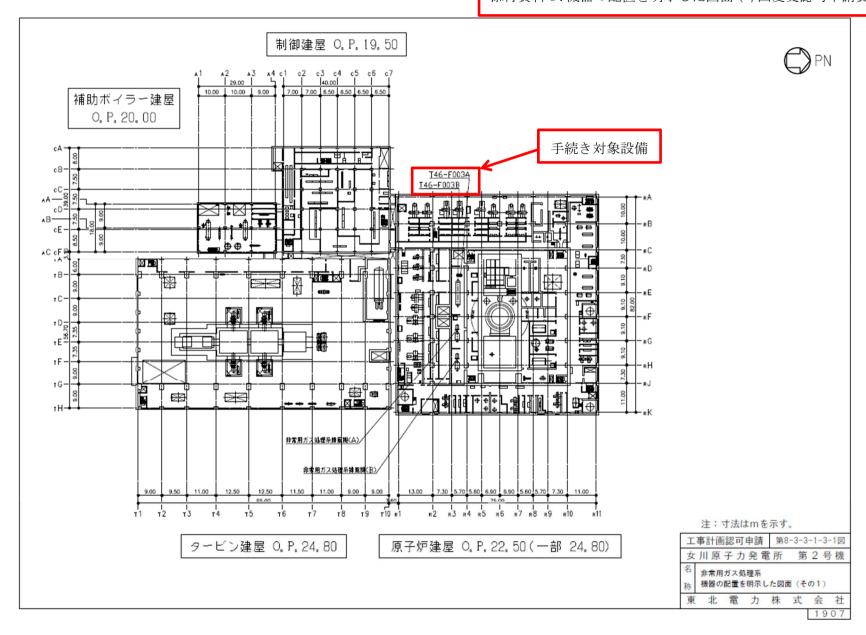


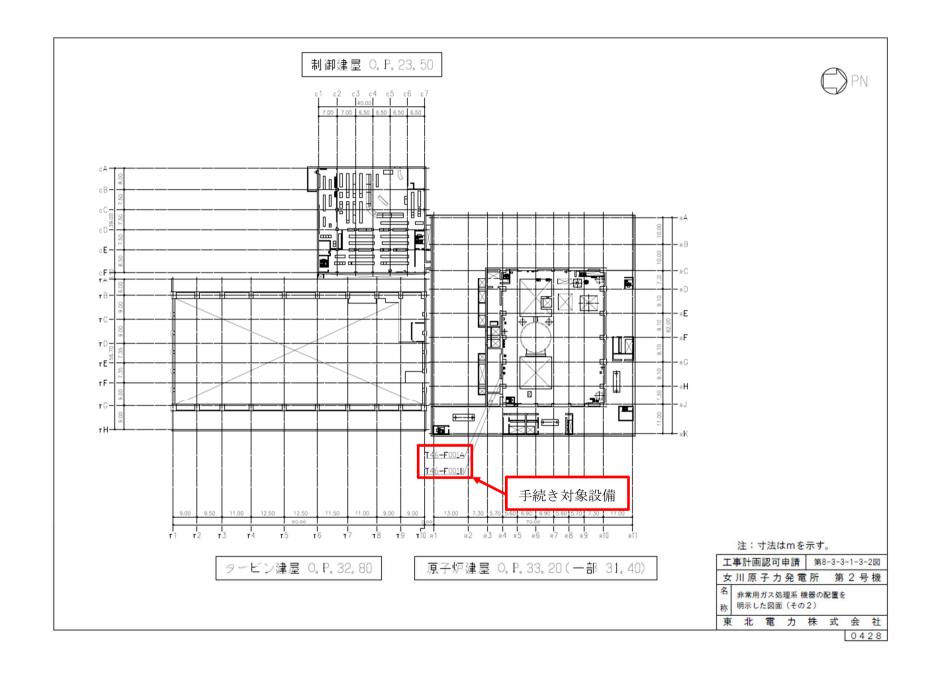
\_



9

## 添付資料 5:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)





△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

×:適用を受けない条文

			へ、週間で支りない未文	
	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、設計基準対象施設の地盤については、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画(以下「既工事計画」という。)において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所、自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではなく、設計基準対象施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	_
第5条	地震による損傷の防止	0	本設備は、耐震重要度分類Sクラスに分類され、それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、 審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・工事計画・耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,津波による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や津波防護施設の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を 及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	_
第8条	立入りの防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、 既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから, 適用条文とはならない。	-
第11条	火災による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,火災による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく,火災による損傷 の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	_
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,溢水による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく,発電用原子炉施設 内における溢水等による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	_
第13条	安全避難通路等	Δ	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	0	本設備は、技術基準規則第2条第2項第9号ハ(工学的安全施設)に掲げる安全設備であることから、多重性又は多様性及び独立性(技術基準規則第14条第1項)並びに環境条件(技術基準規則第14条第2項)について適合性の確認が必要であり、変更を行う設備が通常運転時、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故等において、必要な機能が、発揮できることを確認する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	

△:適用条文であるが, 既に適合性が確認されている条文×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第15条	設計基準対象施設の機能	0	本設備は、設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性(技術基準規則第15条第2項)及び共用(技術基準規則第15条第5項)について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。なお、設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響(技術基準規則第15条第4項)について、本設備は防護対象となるため適用項となるが、既工事計画において適合性が確認されており、本工事において既工事計画から内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく、当該設備の設置場所の変更や内部発生飛散物による影響に係る防護措置の変更を行うものではなく、内部発生飛散物による影響に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象項とはならない。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第17条	材料及び構造	0	本設備は、クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス2機器として、必要な機械的強度等を有していることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・強度に関する説明書
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	Δ	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、使用中の亀裂等による破壊の防止については、維持段階での要求であるため、設計段階においては審査対象条文とならない。	-
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は,一次冷却系統(炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路)に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第20条	安全弁等	×	本設備に安全弁等が含まれないため、適用条文とはならない。	-
第21条	耐圧試験等	Δ	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、耐圧試験等については、検査段階での要求であり、設計段階において審査対象条文とならない。	-
第22条	監視試験片	×	本設備は,原子炉圧力容器ではないことから,適用条文とはならない。	-
第23条	炉心等	×	本設備は,炉心等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は,熱遮蔽材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第25条	一次冷却材	×	本設備は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	本設備は,原子炉冷却材圧力バウンダルに該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	本設備は,原子炉冷却材圧力パウングリの隔離装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

△:適用条文であるが, 既に適合性が確認されている条文×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第30条	逆止め弁	×	本設備は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第31条	蒸気タービン	×	本設備は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は,非常用炉心冷却設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第33条	循環設備等	×	本設備は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第34条	計測装置	×	本設備は,計測装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第35条	安全保護装置	×	本設備は,安全保護装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	本設備は,反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は,制御材駆動装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は,原子炉制御室等に該当せず,また技術基準規則第38条第2項の操作性について,本設備は中央制御室で操作する機器であるものの,本要求は原子炉制御室内の警報装置、機械器具を操作する装置及び機械器具の動作状況を表示する装置(ポンプの起動・停止状態,弁の開閉状態)に対する要求であり,本設備への要求ではないため適用条文とはならない。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	_
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は,廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は,放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は,生体遮蔽等に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第43条	換気設備	×	本設備は,換気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

【凡例】○:適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文
×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第44条	原子炉格納施設	0	本設備は,原子炉格納施設のうち技術基準規則第44条第1項第4号に規定する設備であるため審査対象条文となる。気体状放射性物質を低減できることを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・設定根拠に関する説明書 ・原子炉格納施設の設計条件に関する説 明書
第45条	保安電源設備	×	本設備は,保安電源設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第46条	緊急時対策所	×	本設備は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第47条	警報装置等	×	本設備は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第48条	準用	×	本設備は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第50条	地震による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第52条	火災による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第55条	材料及び構造	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防 止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第57条	安全弁等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第58条	耐圧試験等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

△:適用条文であるが, 既に適合性が確認されている条文×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第71条	重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第72条	電源設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第73条	計装設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

×:適用を受けない条文

	技術基準条文		理由	適合性を確認するための申請書類
第75条	監視測定設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第76条	緊急時対策所	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第78条	準用	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

## 女川原子力発電所 第2号機 第14,15,38条に対する適合性の整理表

				2(/:1//// 1//		正江以
		原	子炉村	各納施設		参照資料
	第 1 項	重要施設	単一故障時の機能達成	多重性又は多様性 及び独立性	非常用ガス処理系 主要弁 (T46-F001A, B, T46-F003A, B)  ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び系統構成に変更はないことから、多重性又は多様性及び独立性に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備 が使用される条件の下における健 全性に関する説明書 【系統図】 ・第8-3-3-1-1-1,2 図 【配置図】 ・第8-3-3-1-3-1,2 図
				温度	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境温度に変 更はないことから、考慮すべき環境温度に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2
				圧力	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境圧力に変 更はないことから、考慮すべき環境圧力に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2
				湿度	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境湿度に変 更はないことから、考慮すべき環境湿度に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2
第				屋外天候	- (考慮不要)	-
1 4 条	笋	安	環境条件におけ	放射線 (機器)	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び環境放射線に 変更はないことから、考慮すべき放射線に影響を及ぼさない。	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性 に関する説明書
	第 2 項	安全施設	におけ	放射線 (被ばく)	-(操作不要)	_
			る健	海水 電磁的障害	— (考慮不要) — (考慮不要)	_
			全性	荷重	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所及び耐震設計に変 更はないことから、考慮すべき荷重に影響を及ぼさない。	・VI-2 耐震性に関する説明書 ・VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等に よる損傷の防止に関する説明書 【配置図】 ・第8-3-3-1-3-1,2
				周辺機器等からの悪影響	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響については、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、地震の波及的影響については技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、火災の波及的影響については技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。 ・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から当該設備の設置場所の変更はないことから、強水等の波及的影響については技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計に影響を及ぼさない。  - 《考慮不要》	・VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 ・VI-2 耐震性に関する説明書 ・VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
		設計		中型的の性状	一(与慮小安)	
	第 2 項	計基準対象施設		・検査 査性,系統構成等)	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び構造の変更はないことか ら、試験・検査に影響を及ぼさない。	【構造図】 ・第 8-3-3-1-2-2, 3 【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2
第 1 5 条	第 4 項	設計基準対象施設	悪影散物	響防止(内部発生飛 ))	・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所の変更はないことから、内部 発生飛散物に係る悪影響防止に影響を及ぼすものではない。	【配置図】 ・第 8-3-3-1-3-1, 2
	第 5 項	重要安全施設	共用又は相互接続の禁止		<ul><li>・本申請に伴い、既認可の設計及び工事の計画から設置場所及び系統構成の変更はないことから、共用又は相互接続へ影響を及ぼさない。</li></ul>	【系統図】 ・第8-3-3-1-1-1,2図 【配置図】 ・第8-3-3-1-3-1,2図
	第 6 項	安全施設		又は相互接続による 性の影響	・該当しない	-
第38条	第 2 項	安全施設		の確実性の容易性	・該当しない	-

## 設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される 添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
各新	色電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,送電関係一覧図に変
			更はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において, 急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	図		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,工場又は事業所の概
			要を明示した地形図に変更はないため
			不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	図及び断面図		載変更及び適正化並びに基本設計方針
			の適正化により,主要設備の配置の状況
			を明示した平面図及び断面図に変更は
			生じないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	く。)については電線の種類、太さ及び接		載の変更及び適正化並びに基本設計方
	地の種類も併せて記載すること。)		針の適正化により,単線結線図に変更は
			ないため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化では、新技術の採用等を実施
			していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,発電用原子炉施設の
			熱精算図に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
8	熱出力計算書	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,熱出力計算書に変更
			はないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が, 女川原子力発電所発電用原子炉設置
			変更許可申請書との整合性を確認する
			必要があることから添付する。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	に関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,排気中及び排水中の
			放射性物質の濃度に変更はないため不
			要。
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	場又は事業所内の場所における線量に		載の変更及び適正化並びに基本設計方
	関する説明書		針の適正化により,人が常時勤務し又は
			頻繁に出入する工場又は事業所内の場
			所における線量に変更はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	損傷の防止に関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,発電用原子炉施設の
			自然現象等による損傷の防止に変更は
			ないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		載の変更及び適正化並びに基本設計方
	する管理区域のうち、その場所における		針の適正化により,放射性物質により汚
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		染するおそれがある管理区域並びにそ
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		の地下に施設する排水路並びに当該排
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		水路に施設する排水監視設備及び放射
	びにその地下に施設する排水路並びに		性物質を含む排水を安全に処理する設
	当該排水路に施設する排水監視設備及		備の配置に変更はないため不要。
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,取水口及び放水口に

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
			変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち、容量又は注入速	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	度,最高使用圧力、最高使用温度、個数、		載の変更により、設定根拠に関する説明
	再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程		書にて設備別記載事項を確認する必要
	又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉		があるため添付する。
	止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、		
	駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、		
	慣性定数、回転速度半減時間、慣性モー		
	メント、設定破裂圧力並びに設計温度の		
	設定根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	×	非常用ガス処理系主要弁は, 環境測定装
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		置(放射線管理用計測装置に係るものを
	所を明示した図面		除く。)に該当する設備ではないため不
			要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二	×	非常用ガス処理系主要弁は,クラス1機
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		器及び炉心支持構造物に該当する設備
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		ではないため不要。
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		
	機器にあっては、支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		載の変更により、安全設備が使用される
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		条件の下における健全性を確認する必
	第二条第二項第十四号に規定する重大		要があることから添付する。
	事故等対処設備をいう。)が使用される		
	条件の下における健全性に関する説明		
	書		
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,発電用原子炉施設の
			火災防護に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
	説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,設置場所等に変更は
			なく,溢水防護に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポン	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		載の変更及び適正化並びに基本設計方
	護に関する説明書		針の適正化により、蒸気タービン、ポン
			プ等の破壊に伴う飛散物による損傷防
			護に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	箇所を明示した図面		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,通信連絡設備に変更
			はないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	避難通路を明示した図面		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,安全避難通路に変更
			はないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	所を明示した図面		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,非常用照明に変更は
			ないため不要。

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否				
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由			
	別表第二 添付書類					
原	· 子炉格納施設					
1	原子炉格納施設に係る機器の配置を明	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記			
	示した図面及び系統図		載の変更により,機器の配置及び系統図			
			に変更はないが,申請対象を示すため添			
			付する。			
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記			
	めて記載すること。)		載の変更により,耐震性に影響を与える			
			ものではないが耐震重要度クラスに応			
			じた地震力に耐えられる設計であるこ			
			とを評価するため添付する。			
3	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記			
	て記載すること。)		載の変更は、改造の工事に該当すること			
			から強度評価を実施する必要があるた			
			め添付する。			
4	構造図	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記			
			載の変更は、改造の工事に該当すること			
			から機器の構造を確認する必要がある			
			ため添付する。			
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記			
	明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防		載の変更により,原子炉格納施設の設計			
	止に関する説明を併せて記載するこ		条件への影響を確認する必要があるた			
	と。)		め添付する。			
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記			
	関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方			
			針の適正化により,水素濃度低減性能に			
			変更はないため不要。			
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記			
	及びその基礎の状況を明示した図面		載の変更及び適正化並びに基本設計方			
			針の適正化により,原子炉格納容器の基			
			礎に変更はないため不要。			
8	圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記			
	に関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方			
			針の適正化により,圧力低減設備その他			
			の安全設備のポンプの有効吸込水頭に			
			変更はないため不要。			

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ · ×)	理由
	別表第二 添付書類		
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	ネ式のものに限る。)		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,安全弁及び逃がし弁
			の吹出量計算に変更はないため不要。
10	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	システムに関する説明書		載の変更により,設計及び工事に係る品
			質管理の方法等を評価する必要がある
			ため、説明書を添付する。

# 設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について (非常用ガス処理系 主要弁)

	用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類 発電用原子炉施設に共通	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
1	発電用原子炉施設に共連 発電用原子炉の設置 の許可との整合性に 関する説明書		・VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との 整合性	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は、「設計及び工事の計画該当事項」の記載事項に影響を与えるものでないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお、当該設備に係る基本設計方針の本文の変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
			・VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」と の整合性	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は、「設計及び工事の計画該当事項」の記載事項に影響を与えるものでないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。

	用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
2	設備別記載事項のう速度所以上のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	44 条	・VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常 設))	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、設定根拠への影響を確認する必要があるため添付する。(別紙1参照)
3	安全設備(技術基準規 大	14条 15条	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。なお、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる設計であることを確認している。

	日発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由		
原一	原子炉格納施設						
1	原子炉格納施設に係	14条	・第 8-3-3-1-1-1 図	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記		
	る機器の配置を明示	15条	【設計基準対象施設】非常用ガス処理系系統図		載の変更は、実物の変更を伴わない設		
	した図面及び系統図	44条	・第 8-3-3-1-1-2 図		計確認値の変更であり機器の配置に変		
			【重大事故等対処設備】非常用ガス処理系系統図		更はないことから、本図面の変更はな		
			・第 8-3-3-1-3-1 図		٧١°		
			非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その1)				
			・第 8-3-3-1-3-2 図				
			非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その2)				
2	耐震性に関する説明	5条	• VI-2-1-1	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記		
	書 (支持構造物を含め		耐震設計の基本方針 ・VI-2-1-2		載の変更であり、耐震計算に係る方針		
	て記載すること。)		基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd の策定概要		を変更するものではないことから、既		
			• VI-2-1-4		認可の設計及び工事の計画に添付した		
			耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基		本説明書から変更はない。		
			本方針 ・VI-2-1-5				
			波及的影響に係る基本方針				
			· VI-2-1-6				
			地震応答解析の基本方針				
			• VI-2-1-7				
			設計用床応答曲線の作成方針 ・VI-2-1-8				
			・VI-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評				
			而方針				
			(次頁へ続く)				

:	日発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	5条	<ul> <li>(前頁からの続き)</li> <li>・VI-2-1-9</li> <li>機能維持の基本方針</li> <li>・VI-2-1-10</li> <li>ダクティリティに関する設計方針</li> <li>・VI-2-1-11</li> <li>機器・配管の耐震支持設計方針</li> <li>・VI-2-1-12-1</li> <li>配管及び支持構造物の耐震計算について</li> <li>・VI-2-1-13-6</li> <li>管の耐震性についての計算書作成の基本方針</li> <li>・VI-2-2-1</li> <li>原子炉建屋の地震応答計算書</li> <li>・VI-2-2-2</li> <li>原子炉建屋の耐震性についての計算書</li> <li>・VI-2-9-1</li> <li>原子炉格納施設の耐震性についての計算結果</li> </ul>	無	(前頁に記載)
			<ul> <li>・VI-2-9-4-4-1-2</li> <li>管の耐震性についての計算書(非常用ガス処理系)</li> <li>・VI-2-9-4-5-1-1</li> <li>管の耐震性についての計算書(原子炉格納容器調気系)</li> </ul>	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は、実物の変更を伴わない設計確認 値の変更であり機器の重量に変更はない。 いことから、本計算書の変更はない。
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。)	17条	・VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要 ・VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、新たに評価対象となった本申請設備(放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備)を追記する必要があるため添付する。(別紙4参照)

	用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。)	17条	・VI-3-2-1 強度計算方法の概要 ・VI-3-2-5 クラス 2 弁の強度計算方法	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は、強度計算方法の概要及びクラス2弁の強度計算方法を変更するものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
			・VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)	有	非常用ガス処理系主要弁は、クラス 2 機器に該当し要目表の記載の変更は改造の工事に該当するため強度について確認する必要があることから添付する。(別紙 2 参照)
			<ul> <li>・VI-3-3-6-2-8-1-2-2</li> <li>管の応力計算書(非常用ガス処理系)</li> <li>・VI-3-3-6-2-9-1-2-2</li> <li>管の応力計算書(原子炉格納容器調気系)</li> </ul>	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は、実物の変更を伴わない設計確認 値の変更であり機器の重量に変更はな いことから、本計算書の変更はない。
4	原子炉格納施設の設 計条件に関する説明 書(原子炉格納容器本 体の脆性破壊防止に 関する説明を併せて 記載すること。)	44 条	・VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は、本説明書記載事項に当たらないた め、既認可の設計及び工事の計画に添付 した説明書から変更はない。 なお、原子炉格納容器から気体状の放 射性物質が漏えいした場合における放 射性物質濃度を低減する設備として、 所要の性能が発揮されることを確認し ている。

	用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
5	構造図	15条 44条	・第 8-3-3-1-2-2 図 T46-F001A, B 構造図 ・第 8-3-3-1-2-3 図 T46-F003A, B 構造図	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載変更は、改造の工事に該当するため機器の構造等を確認する必要があることから添付する。(別紙3参照)
6	設計及び工事に係る 品質マネジメントシ ステムに関する説明 書		・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する 説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画に変更はないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
			・VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子 炉格納施設	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績について記載を見直す必要があることから、本説明書を変更する。(別紙5参照)

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

	[九四] - 九秋衣や及文前夜や中座画川		
変 更 前	変 更 後	備考	
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)			
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後  VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書 (非常用ガス処理系 主要弁(常設))  08 91-9-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	備 考 資料追加	

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 後  (令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)  (令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)  (令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)  (本	か 面			
名 称 T46-F001A, B 放高使用圧力 kPa 13.7、-23.5 最高使用温度 で 100 個 数 - 2  [設定根拠] (概要) ・設計基準対策施設				
1. 展海疾用几方の改定性整  (2) 2 日本	変更前(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)			

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

第一年	変更前(会和3年19日93日付けで翌可された翌計及び工事の計画の添付書籍)	変更後	備考
2	(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	名	

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】

【凡例】 ......: 比較表の変更前後の相違箇所

		【凡例】——:比較表の		
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		変 更 後	備考	
			資料追加	
		VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)		
	ко			
	: VI-3-3-6-2-8-1-4 FO			
	0.2 %			

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備  考
(守和3年12月23日刊1)(認可された設計及び上事の計劃の稼行書類)	まえがき 本計算書は、節付書類「VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針」及び「VI-3-2-5 クラス2弁の強度計算方法」に基づいて計算を行う。 評価本件の機関に当たって使用する記号及びNS語については、循付書類「VI-3-2-1 強度計算方法の概要」に定義したものを使用する。  1	資料追加

【凡例】 \_\_\_\_\_: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
(令和3年12月23日付けて認可された設計及び上事の計画の部付書程)	19年後条件を開表	資料追加

変 更 前	変更後	備考	
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	22 Z	210	
		資料追加	
	1. クラス 2 弁		
	۶. ۵ ۵		
	O2		
	U		
	1		

変 更 前		
	変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		
	接際の区分	資料追加

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

亦 雨 尚		
変 更 則 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	1.2 強度計算書    系統:非常用ガス処理系	資料追加 【補足】弁知で強計) 「大ラ評件ではない。 「大きない。 「大きない。」 「大きない。 「、 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「、 「大きない。 「大きない。 「、 「大きない。 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、
	枠開みの内容は商業機需の観点から公開できません。	23.5kPaのうち負圧側の絶対値を用いて安全側の評価を実施している

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

変更前	The Table 111	/+++y
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
	大番号   T46-F001A, B   シート   2	資制 (大力学学 (大力学) (

【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所

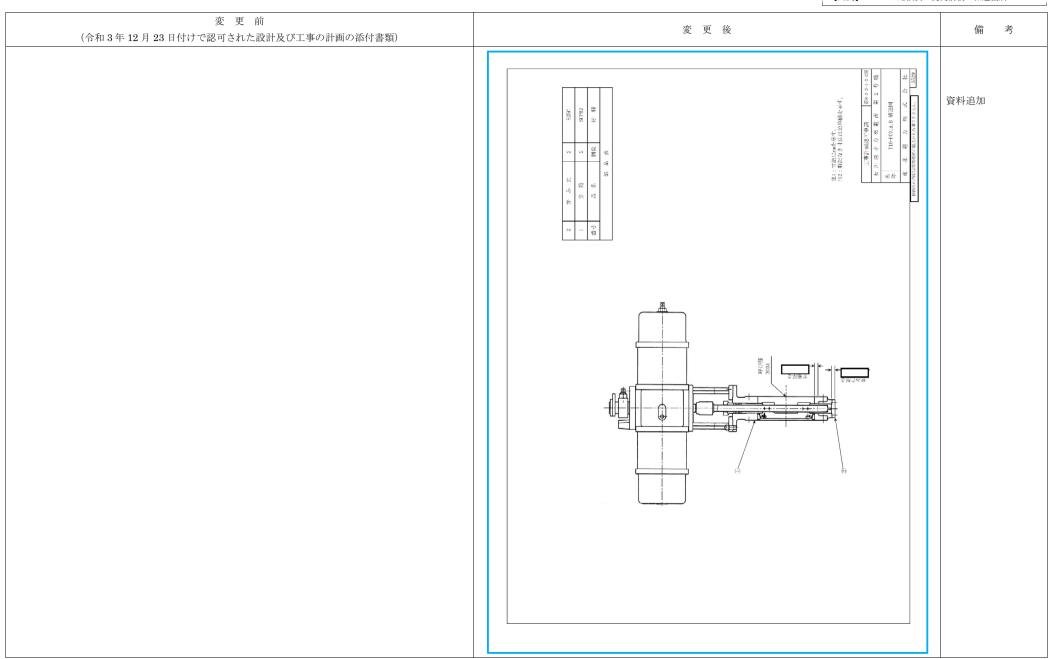
+ - v		
変更前(合和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	<ul> <li></li></ul>	資料追加

n z		
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
		資料追加

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1\_非常用ガス処理系】

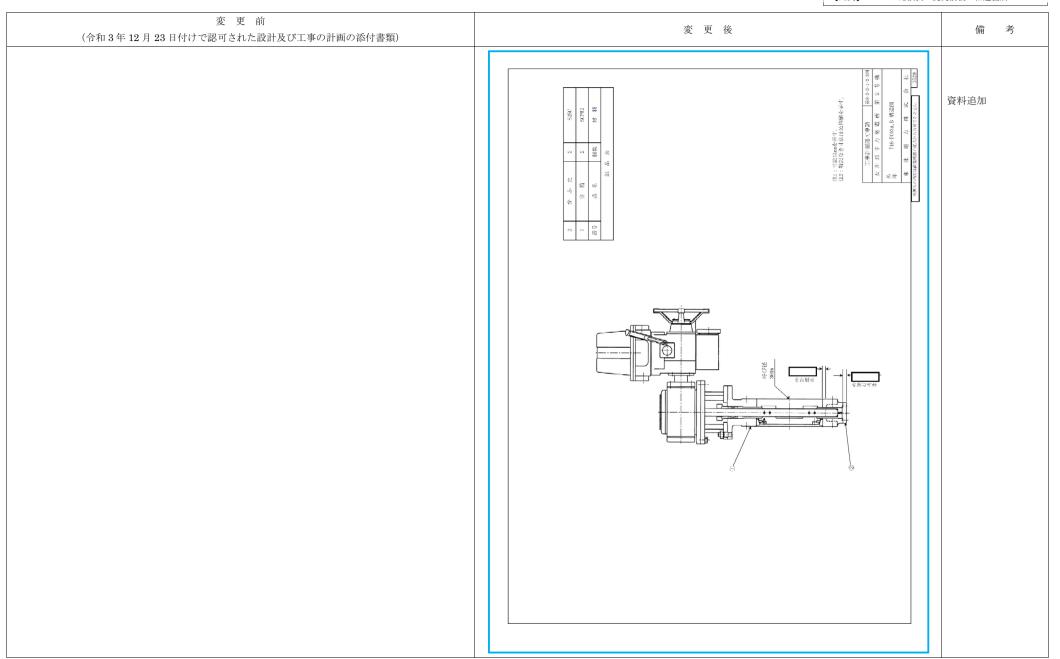
	-	Nabil Deliver	
変更前		変 更 後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		7- 7	
			資料追加
		8.3.3.1 非常用ガス処理系	
		ய	
		R 1 B	
		9-IA	
		1 ] 성	
		ଷ ୦	
		O Company of the Comp	

# 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1\_非常用ガス処理系】



# 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1\_非常用ガス処理系】

【凡例】 \_\_\_\_\_: 比較表の変更前後の相違箇所



### 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要】

【VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要】		
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の旅付書類)		
		変更なし
		<b>文人</b> なり
	THE OLD A CHARGE MAY OF THE LAND OF MICH.	
VI 3 1 1 強度計算の基本方針の概要	VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要	
. В В В В В В В В В В В В В В В В В В В		
M-3-1-1 R 2		
0 2 0		

変更後

備考

残留熱除去系の主要 弁,原子炉冷却材浄化 系の主配管及び非常 用ガス処理系の主要 弁について強度計算 を実施することから 対象設備を追加する。

1. 概要  本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成 25 年 6 月 28 日 原子力規制委員会規則第六号)(以下「技術基準規則」という。)第 17 条に規定されている 設計基準対象施設とは第 55 条に規定されている重大事化学対処設備に属する容器、管 ボンブ、 非若しくはこれらの支持構造物又は設計基準対象施設に属する如と支持構造物の材料及が構造に ついて、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有することを設明するものである。 なお、設計基準対象施設のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく、改造を実施しない機器 については、今回の申請において変更は行わない。 今回、新たに材料及び構造の要求が追加又は変更となる以下の機器が十分な強度を有することを説明するものである。 ・クラス 1 機器のうち原子炉冷却材圧力パウンダリ拡大範囲 ・クラス 2 機器のうち「原子炉冷却材圧力パウンダリ拡大範囲 ・クラス 3 機器のうち「原子炉冷却材積給設備」の改造に伴い強度評価が必要な範囲 ・クラス 3 機器のうち「原子炉冷却材積給設備」の改造に伴い強度評価が必要な範囲 ・クラス 3 機器のうち「原子炉冷却材積給設備」の改造に伴い強度評価が必要な範囲 ・グラス 3 機器のうち「原子炉冷却材積給設備」の改造に伴い強度評価が必要な範囲 ・五大事故等クラス 2 機器 ・原子が格納容器のうちに変化性・強度評価が必要な範囲 また、クラス 1 管を支持する支持構造物のので、その相談により重大事故等クラス 2 管と支持する支持構造物の強度計算については、計算力法が耐震評価と同じであり、地震商重が支配的であることから添付書類「VI・2 耐震性に関する説明書」にて説明する 上述の機器と評価条件が異なる自然異象等等殊な借重を考慮した評価を要認とに、非弦又は 違水の脅重を考慮した評価を別話 1 に、火山の影響による有重を考慮した評価を要認をに、神波又は 違水の脅重を考慮した評価を別話 1 に、火山の影響による有重を考慮した評価を要認をに、神波又は 違水の脅重を考慮した評価を別話 2 に、非常用発電装置(可能型)の内燃機関の評価を別話 5 に、東大事故等対処設備としての助よう対構造物の評価を別話 6 に、重大事故等対処設備としての助子が出を別語 6 に、重大事故等対処設備としての助子が生みの評価を別話 6 に、重大事故等対処設備としての助子が出を別語 6 に、重大事故等対処設備としての助子が出を別語 6 に、重大事故等対処設備としての助子が出を開めの評価を別語 6 に、重大事故等対処設備としての助子が出を別語を1 に示す。	1. 極要 本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成 25 年 6 月 28 日 原子力規制委員会規則第六分)(以下「技術系幣規則」という。第 17 条に規定されている設計基準対象施設は第 55 条に規定されている重大事故等対処設備に属する容部、常、ボンブ, 弁管しくはこれらの支持構造物文は設計基準対象施設に属する容が支持構造物の材料及び構造について、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有することを説明するものである。 なお、設計基準対象施設のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく、改造を実施しない機器 については、今回の申請において変更は行わない。 今同、新たに材料及び構造の要求が追加又は変更となる以下の機器が十分な強度を有することを説明するものである。 ・クラス 1機器のうち 「原子炉冷却材圧力パウングリ拡大範囲」及び「残留熱除去設備」の改造に作い強度評価が必要な範囲 ・クラス 2機器のうち 「飛行解除法設備」。「原子炉冷却材产力体验性力、濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備をびに格納容器再落環設備」及び「原子炉格納容器調気設備」の改造に作い強度評価が必要な範囲 ・クラス 3機器のうち「東行炉冷却材補給設備」の改造に作い強度評価が必要な範囲 ・クラス 3機器のうち「その便を電用原子炉の附属施設(火災防護設備)」・重大事故等クラス 2 接持構造物 - 重大事故等クラス 2 支持構造物 2 ・重大事故等クラス 2 支持構造物の強度計算については、計算方法が開露計価と同じであり、地震荷重が支配的であることから続け表別「VI-2 部震性に関する起明書」にて説明する。 上述の機器と評価条件が異なる自然現象等特殊な何重を考慮した評価を別語 2 に、計算方法が開露計価と同じであり、地震荷重が支配値のうち竜巻の商金を考慮した評価を別語 1 に示す。 技術機関側の機器区分に該当しない機器のうち、施設したガスタービン(燃料系含む)及び内燃機関 (燃料系含む)の評価を別語 1 に表明を存成を可以を 2 に対しを 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2
---	---

変更前

(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)

# 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針】

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
		変更なし
VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針	VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針	
m m	4	
M-3-1-3 R 3	<u>%</u> - VI-3-1-3 R 4	
©		
0	0	

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更	後備考
1. 概要	関する規則」(平成25年6月28日 原子力規 う。)第17条第1項第2号及び第9号に規定さ 強度を有していることが要求されている。 本資料は、クラス2機器のうち「残留熱除症度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに設備」の改造に伴い、管及び弁が十分な強度を について説明するものである。  2. クラス2機器の強度計算の基本方針 クラス2機器の強度計算の基本方針 クラス2機器の強度計算の基本方針 クラス2機器の強度計算の基本方針 クラス2機器の強度計算の基本方針 クラス2機器の強度が最近については、に ており、「実用発電用原子炉及びその附属施定 (2005年版(2007年追補版合む。)) <第1編 (日本機械学会)又は「発電用原子力設備規格 規格> JSME S NC1-2012」(日本権 則の施行の際現に施設し、又は着手した設計 によることと規定されている。同解釈におい (以下「設計・建設規格」という。)及びJS 規則を満たす仕様規定として相違がない。 よって、クラス2機器のうち「残留熱除去活制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに相 備りの改造を実施する機器の評価は、施設時の技術基準」(昭和55年10月30日 カーラ。)の場合は、全回の設計時において技術基 規格とも示第501号の口機器を行い、いきがよ 用規格が設計・建設規格の場合は、設計・建設規格の場合は、設計・建設規格の場合は、設計・建設規格の場合は、設計・建設規格の場合は、設計・建設規格の場合は、設計・建設規格の場合は、設計・建設規格の場合は、設計・建設を対策を可能と対策を対象を可能と対策を対象を可能と対策を対象を可能と対策を対象を対象を可能と対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	事故等クラス2機器として兼用し、重大事故等時 重大事故等時における評価結果がある場合は、材

変更後

両規格に相違が認められた評価項目を示す。

変更前

(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)

2

備考

2.1 クラス2機器の構造及び強度 (1) 強度計算におりる適用規怜の選走 クラス2機器のうち「残留熱除去設備」の改造を実施する機器については、施設時の適用 規格が告示第501号であるため、設計・建設規格と告示第501号との比較を行い、いず れか安全側の規格による評価を実施する。また、「原子炉格納容器調気設備」の改造を実施 する機器ついては設計・建設規格による評価を実施する。 安全側の適用規格の選定は、両規格において公式による評価手法と解析による評価手法が 規定されていることから、以下「6. 公式による評価の比較」及び「b. 解析による評価の比較 」に示す手法ごとに比較を行い実施する。  a. 公式による評価の比較	サラスと機器のから「改留窓球去設備」、原子が行為材料性に依備」及び「放射性物量振復 制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器所循環設備」の改造を実施する機器に ついては、施設時の適用規格が告示第501号であるため、設計・建設規格と告示第501 号との比較を行い、いずれか安全側の規格による評価を実施する。また、「原子炉格納容器 調気設備」の改造を実施する機器ついては設計・建設規格による評価を実施する。	原子炉冷却材浄化系 主配管及び非常用ガ ス処理系主要弁の強 度計算を実施するこ とから、追記する。
公式による評価において評価結果に影響を与えるものとしては、評価式、評価式に用いる 許容値及び係数並びに材料の物性値がある。このうち係数については評価式を構成するもの であることから評価式として扱う。材料の物性値については、物性値を割下げ率で除して許容値が設定されていることからその影響は許容値に含まれることになる。よって、評価式と 許容値の2つの項目について比較する。 評価式及び許容値の比較は、評価対象部位ごとに実施する。評価式の比較は、評価式の形 や評価式を可用いる係数の比較を行い、評価結果が保守的にかる方を安全側とする。許容値の 比較は、許容値が小さい方を安全側とする。ただし、許容値の SI 単位化による誤差は、単 位施質によるよのであり下学的か奇味会いけかく、評価結果に影響を与えかいため、ここで は相違するものとは見なさない。 上述の2つの項目における比較において安全側の規格が容易に判断できる場合は、安全側 の規格として選定した設計・建設規格又は告示第501号のいずれかにて評価を実施する。 また、安全側の規格が異なる場合等で、安全側の規格が容易に判断できない場合は設計・建設規格及び告示第501号の両規格により評価を実施する。両規格に相違がない場合は、設計・建設規格とは表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	a. 公式による評価の比較 公式による評価の比較 公式による評価において評価結果に影響を与えるものとしては、評価式、評価式に用いる 許容値及び係数並びに材料の物性値がある。このうち係数については評価式を構成するもの であることから評価式として扱う。材料の物性値については、物性値を割下げ率で除して許 容値が設定されていることからその影響は許容値に含まれることになる。よって、評価式と 許容値の2つの項目について比較する。 評価式及び許容値の比較は、評価対象部位ごとに実施する。評価式の比較は、評価式の形 や評価式で用いる係数の比較を行い、評価結果が保守的になる方を安全側とする。許容値の 比較は、許容値が小さい方を安全側とする。ただし、許容値の SI 単位化による誤差は、単 位換算によるものであり工学的な意味合いはなく、評価結果に影響を与えないため、ここで は相違するものとは見なさない。 上述の2つの項目における比較において安全側の規格が容易に判断できる場合は、安全側 の規格として選定した設計・建設規格又は告示第501号のいずれかにて評価を実施する。 また、安全側の規格が異なる場合等で、安全側の規格が容易に判断できない場合は設計・建 設規格及び告示第501号の両規格により評価を実施する。両規格に相違がない場合は、設 計 建設規格に基づき評価を実施する。両規格に相違がない場合は、設 計 建設規格に基づき評価を実施する。	
解析による評価において安全側の規格が容易に判断できない場合は、告示第501号及び 設計・建設規格の両規格により評価を実施する。 (2) 規格の相違 施設時の適用規格が告示第501号である場合の設計・建設規格及び告示第501号によ	b. 解析による評価の比較 解析による評価において安全側の規格が容易に判断できない場合は、告示第501号及び 設計・建設規格の両規格により評価を実施する。	
る評価について、評価式及び許容値の2つの項目について比較を実施し整理した。以下に、 両規格に相違が認められた評価項目を示す。	(2) 規格の相違 施設時の適用規格が告示第501号である場合の設計・建設規格及び告示第501号によ る評価について、評価式及び許容値の2つの項目について比較を実施し整理した。以下に、	

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画	VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画	変更なし
原子炉格納施設	原子炉格納施設	
O2 ® W-1-108 R2	O2	

## 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画原子炉格納施設】

【凡例】 \_\_\_\_: 比較表の変更前後の相違箇所

	2月23日4		変 更 前 可された設計及び	工事の計画の添	付書類)	変更後	備
		O 2	2 ⑥ VI-1-10-8 R 2		桦式一口	O2 変二 VI-1-10-8 R0E	非常用ガス
				- # 9k - # 9			要弁の要目
発電用 邸: 47 施設 (2種類) 発電 (2種類) (2\pm種) (2\pm種) (2\pm種) (2\pm種) (2\pm種) (2\pm種) (2\pm\pmE) (2\pmE)	機器区分		機器名	マ、4 測述 の適用付無 がマネジメントシステン計画 がマネジメントシステン計画 がマネジメントシステン計画 がマネジメントシステン計画 がマネジメントシステン計画 がマネジメントシステン計画 がマネジメントシステン計画	備考	適合性確認対象設備ごとの調強に係る管理のグレード及び実績 (設備関係)	の変更により 発及び調達 として記載
コ 残留ン 対数			サブレッションプール水冷却モードB系戻り 配管分岐点~原子炉格納容器配管貫通部(X-	既設設備であり、当時の調達管理に 基づき実施している。	:	(*)	必要があるこ
ルカスの	格納容器安全設備 主	上配管	0150)	基づき来越している。 既設設備であり、当時の調達管理に			本説明書を刻
2. サブレッ			原子炉格納容器配管貫通部(X-215B) 原子炉格納容器配管貫通部(X-215B)~サブ	基づき実施している。 既設設備であり、当時の調達管理に	:		なお,非常用
<u>υν</u>	- 1	10熱器	レッションプール水冷却配管8系開放端 非常用ガス処理系空気乾燥装置	基づき実施している。 既終終借であり、当時の調法等項: 基づき実施している。		が 偏 用 放射性物質激変制郵政備	系主要弁以
			T46-F001A, B	基づき実施している。 既設設備であり、当時の調達管理に 並べる実施している。		前 他 及 選及場	炉格納施設
	#	上要介	T46-F003A, B	近づる別級している。 既設設備であり、当時の調達管理に 基づき実施している。		1	確認対象設
	-		748-F045~非常用ガス処理系空気乾燥装置 入口配管合流点	基つき実施している。		i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	て,令和4年9 日付け原規規 2209283号にて記
# Lane	生物質濃度制御設備					ト記以外の原子柜検算能器の適合性確認対象器備ごとの潮流に係る管理グレード及び収替(器備関係)については、会和4年9月98日付け	
H B 75 of 8	可燃性ガス濃度制御 5 TKに終論容明正新		原子炉建屋内~非常用ガス処理系排風機入 口配管合流点			原規規差第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。	
2理 環設備 系	3	E配管	非常用ガス処理系排風機~非常用ガス処理 系フィルタ装置				1200200 万 れた設計及
p:			井市用カム処理ポノイルク装置~井市用カ ス処理系フィルタ装置出口配管合流点	成成就領でのり、日町の周進官2世に 基づき実施している。			
原際							計画から変
子が備その	ħ		非常用ガス処理系排風機	既設設備であり、当時の調達管理: 基づき実施している。 既設設備であり、当時の調達管理:			ことから, そ
施設の安全		フィルター	非常用ガス処理系フィルタ装置	基づき実施している。		<sup>†</sup>	する。
設	-	10年20	可機性ガス適宜知識素面は会法提加機器	既設設備であり、当時の調達管理に 扱つさ実施している。			
	ý.	安全弁及び逃がし 弁	T49-F007A, B	既設設備であり、当時の調達管理に 基づき事施している。			
		上要介	T49-F001A, B	既設設備であり,当時の調達管理に 基づき実施している。			
型 性 放射性	生物質濃度制御設備		T49-F003A, B	既設設備であり,当時の調達管理に 基づき実施している。			
ラ あびままる 設備並で 変数 環設値	I 機能 ガス連度制御 をびに格納容器再質		合装置				
御文	#	上配管	可燃性ガス濃度制御系再結合装置~T49- F003A, B	既設設備であり、当時の調達管理: 基づき実施している。 既設設備であり、当時の調達管理:			
	-		T49-F003A, B~サプレッションチェンバ	就設設領であり、当時の調度管理と 基づき実施している。			
	7	プロワ	可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ	基づき実施している。			
	e	Section.	可禁性刀人張度制御糸件給合装直	野沙沙僧であり 当時の国後等理: 基づき実施している。			
	1.16 質微皮別仰収備 可燃性ガス濃度制御 m	可結合装置	<b>静</b> 的触媒式水素再結合裝置	1 0 0		te	

#### 非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)の最高使用圧力に係る設計

#### 1. 非常用ガス処理系主要弁に係る設計条件

非常用ガス処理系は、原子炉格納容器内再循環破断事故時を想定し、その機能を発揮する系統である。本系統は、原子炉棟内での主蒸気管破断事故の場合でも耐圧部の破損がないように設計している。

- 2. 最高使用圧力の考え方
- (1) 最高使用圧力の定義

【実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則】

(定義) 第二条 2項 42号

「最高使用圧力」とは、設置許可基準規則第二条第二項第三十八号に規定する最高使用圧力をいう。

【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】

(定義) 第二条 2項 38号

「最高使用圧力」とは、対象とする機器又は炉心支持構造物がその主たる機能を果たすべき運転 状態において受ける最高の圧力以上の圧力であって、設計上定めるものをいう。

[SME 設計・建設規格 2005/2007]	

## (2) 非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)の最高使用圧力の設定

非常用ガス処理系の排風機より上流側に位置する T46-F001A, B は、供用状態Aである原子炉棟内での主蒸気管破断事故の際であって排風機が起動する前の正圧と起動後に排風機の締切運転が発生した場合に生じる可能性がある負圧を考慮し、設計上の配慮として負圧の最大値及び正圧の最大値を最高使用圧力として設定している。

排風機起動前は、主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が正圧(弁の内から外へ作用する圧力) 側に作用するものとして 13.7kPa を設定している。なお、開放端のあるライン上にある当該弁に は、本来、弁内外より同等の圧力が作用すると考えられるが、設計上、打ち消す方向の圧力は保 守的に考慮していない。弁に正圧が作用する場合のイメージを図1に示す。

排風機起動後は、主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力に加え排風機による負圧(弁の外から内へ作用する圧力)が作用するものとして-23.5kPaを設定している。この場合、主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力は排風機による負圧と同じ側に作用する圧力として設定する。弁に負圧が作用する場合のイメージを図2に示す。

【凡例】 : 13.7kPa(主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力) : 保守的に考慮しない圧力

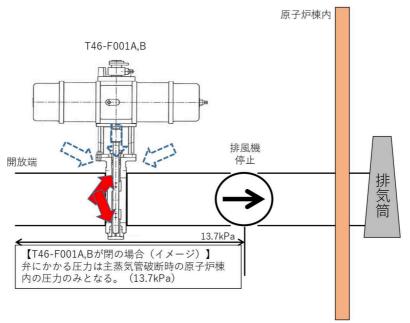


図1 排風機起動前に主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が正圧側に作用した場合のイメージ

【凡例】
: 13.7kPa (主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力)
: 9.8kPa (排風機締切圧力)
: 保守的に考慮しない圧力

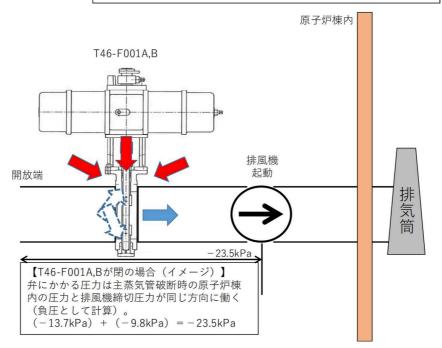


図2 排風機起動後に主蒸気管破断時の原子炉棟内の圧力が負圧側に作用した場合のイメージ

#### 3. 最高使用圧力による非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)強度評価について

#### (1) クラス 2 弁の強度評価に関する設計上の配慮事項

クラス 2 弁の強度評価は、JSME 設計・建設規格 2005/2007 の VVC-3210 及び VVC-3310 に基づき評価を実施している。一般的に弁箱は、厚肉円筒形又は球形に近い形状をしており、このような形状の場合、弁箱に対して圧縮方向(負圧)より引張方向(正圧)の圧力が厳しくなるため、正圧側の圧力を使用し評価を実施する。

### (2) T46-F001A, B の弁箱又は弁ふたの厚さ評価

T46-F001A, B は, 2.(2)で述べたとおり正圧及び負圧の圧力が作用することを想定した設計となっている。弁箱又は弁ふたの厚さ評価において当該弁の正圧及び負圧の絶対値は、ともに小さくこれらの圧力においては、JSME 設計・建設規格 2005/2007 の WC-3210 により別表 3 の呼び圧力 (1.03MPa)の欄から弁箱及び弁ふたの計算上必要な厚さを選定している。なお、設計条件としての最高使用圧力は、正圧又は負圧による評価結果に差がないため、形状上引張方向(正圧)が当該弁に対して厳しい圧力であることから正圧側の 13.7kPa を最高使用圧力として用い評価している。

## (3) T46-F001A, B のフランジ及びボルトの応力解析

T46-F001A, B は, 2.(2)で述べたとおり負圧及び正圧の圧力が作用することを想定した設計となっている。フランジ及びボルトの評価は、JSME 設計・建設規格 2005/2007 の VVC-3310 により評価式に圧力値を代入し許容値を超えないことを評価するため、設計条件として最高使用圧力の 13.7kPa, -23.5kPa のうち絶対値が最大となる負圧側の絶対値である 23.5kPa を用いて評価している。

#### 4. まとめ

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B)は、設計上の配慮として正圧及び負圧それぞれの最高使用圧力を設定している。弁箱又は弁ふたの厚さ評価においては、JSME 設計・建設規格 2005/2007の VVC-3210において別表 3 から計算上必要な厚さを選定しており、形状から当該弁に対して厳しい圧力である正圧側の圧力(13.7kPa)を記載している。フランジ及びボルトの評価では、JSME 設計・建設規格 2005/2007の VVC-3310により評価式に圧力値を代入し許容値を超えないことを評価するため、設計条件として最高使用圧力の 13.7kPa, -23.5kPa のうち絶対値が最大となる負圧側の絶対値である 23.5kPa を用いて評価している。

以上のとおり評価は、正圧の最大値及び負圧の最大値を用いて実施している。しかしながら、要目表及び設定値根拠に関する説明書の最高使用圧力は、「-23.5~13.7 (kPa)」と範囲を表す記載になっていたため「13.7 (kPa), -23.5 (kPa)」へ記載を適正化する。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料

資料番号

02-補-E-01-0100-6-4 改7

補足-100-6-4 原子炉格納容器調気系主配管 の要目表記載変更について

### 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について

#### 1. 目的

原子炉格納容器調気系主配管(原子炉格納容器配管貫通部(X-230)~ドライウェル出口配管分岐点) について、耐震性強化のため原子炉格納容器調気系の既設配管の一部厚肉化を実施していることが、要 目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。

また、原子炉格納容器調気系から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐点において JIS B2312 (2001)で規定する寸法に適合しない管継手(以下「JIS 規格外管継手」という。)を採用しており JIS B2312 (2001)で規定する寸法に適合する管継手(以下「JIS 規格管継手」という。)との評価方法の違いから要目表へ管として記載することとしているが、要目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。

### 2. 要目表の記載の変更の概要

#### (1) 既設配管の一部厚肉化

「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)~ドライウェル出口配管分岐点」の配管のうち、既設配管の一部を耐震性強化のため厚肉化することが、要目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。既工事計画において要目表の変更前欄に「一」、変更後欄に厚肉化した配管仕様のみ記載していたことから、当該記載を削除し改めて既設配管の一部厚肉化について記載する。また、厚肉化に伴い SM41C 材を使用していたエルボがなくなり SM400C 材のエルボのみとなることを反映する。

変更点は添付資料1~3に示す。変更点の詳細については参考資料1に示す。

## (2) JIS 規格外管継手の採用

「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)~ドライウェル出口配管分岐点」の原子炉格納容器調気系配管から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐点において 600A から 400A への分岐が必要であるが、JIS 規格には当該の径違い管継手がないことから JIS 規格外管継手を採用する。

変更点は以下のとおりである(添付資料1~3)。

#### 【管継手】

要目表変更前欄: (外径) 609.6/609.6/406.4(mm), (厚さ) (17.5)/(17.5)/(12.7) (mm), (材料) STS410 要目表変更後欄: (外径) 609.6(mm), (厚さ) (17.5) (mm), (材料) STS410

#### 3. 要目表の記載の変更の必要性

# (1) 既設配管の一部厚肉化

耐震性強化のための既設配管の一部厚肉化が要目表に適切に記載されていないため要目表の記載の変更を行う必要がある。

## (2) JIS 規格外管継手の採用

原子炉格納容器調気系の 600A 配管から原子炉格納容器フィルタベント系の 400A 配管への分岐点において, JIS B2312(2001)では 600A/600A/400A の径違い管継手がないことから JIS 規格外管継手

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

を採用する。JIS 規格管継手は、JSME 設計・建設規格 2005/2007 の規定により「PPC-3415 管継手」により当該継手に接続される管の「PPC-3411 直管」の規定により必要とされる厚さ以上であることが要求されているが、JIS 規格外管継手の場合は、応力計算が要求されている。応力計算は、管に欠を開けて成形する管継手の製造方法から「PPC-3411 直管」及び「PPC-3420 穴と補強」により管として評価することから、要目表において管継手を1行で記載し JIS 規格管継手と差別化する必要がある。

## 4. 設工認手続きについて

本手続きでは、既設配管の一部厚肉化および JIS 規格外管継手の採用に対して要目表の記載の変更を行う。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備に限る。)に係るものの改造に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものである。

なお、本手続きの対象は原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系)並びに圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉格納容器フィルタベント系)及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置(原子炉格納容器フィルタベント系)と兼用しているため、兼用設備も含めた設計及び工事の計画の変更認可申請を行う。

5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について 設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり,技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確 認の要否を整理した結果を添付資料4に示す。

# 6. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事計画変更認可申請書に添付すべき書類は,「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて,下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 5,6 に示す。

以上

- 添付資料 1-1:(7.3(8)) 原子炉格納容器調気系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)
- 添付資料 1-2:(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)
- 添付資料 1-3:(3.5.3) 耐圧強化ベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)
- 添付資料 1-4: (7.3(7)) 原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)
- 添付資料 1-5: (7.3(9)) 原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)
- 添付資料 2:原子炉格納容器調気系の系統図(今回変更認可申請資料)
- 添付資料3:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)
- 添付資料 4-1:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果 (原子炉格納容器調気系主配管)
- 添付資料 4-2:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器 フィルタベント系主配管)
- 添付資料 4-3:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(耐圧強化ベント系主配管)
- 添付資料 5-1:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における 添付の要否の検討結果(原子炉格納容器調気系主配管)
- 添付資料 5-2:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における 添付の要否の検討結果(原子炉格納フィルタベント系主配管)
- 添付資料 5-3:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における 添付の要否の検討結果(耐圧強化ベント系主配管)
- 添付資料 6-1:設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について (原子炉格納容器調気系主配管)
- 添付資料 6-2:設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について (原子炉格納容器フィルタベント系主配管)
- 添付資料 6-3:設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について (耐圧強化ベント系主配管)
- 参考資料 1: 原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載変更内容説明
- 参考資料 2: JIS B2312 (2001) で規定する寸法に適合しない管継手の扱いについて

添付資料 1-1: (7.3 (8)) 原子炉格納容器調気系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

			変 更 前							変 更 後											
- 33	名 称	最高使用 圧 力 (kPa)	最高使用 温 度 (℃)	外 径*1 (mm)	厚 さ**	材料		名 称	最高使用 圧 力 (kPa)	最高使用 温 度 (℃)	外 径*1 (mm)	厚 さ*:	材料								
	ドライウェル出口配管分岐 点 〜 T48-F046	427	171	609. 6	(9.5)	SM400C	変更なし														
		427 854*6				SM400C *1 SM400C					変更なし	į.									
		*8 427 854*6	171 200*6	609, 6 *1, *8 609, 6	(31.0)	*8 SM400C *3, *8 SM400C	ii Sii		_*1												
				609. 6	(9.5)	SM41C SM400C	炉格納容器				609. 6	(31.0) 変更なし	SM400C								
原子炉格納容器調気系	*7 原子炉格納容器配管貫通部 (X-230)			609. 6	*3 (9.5)	*3 SM41C SM400C		原子炉格納容器配管貫通部 (X-230) ~	4.7		*3 609. 6 変更	*3 (17.5) Eなし	SM400C *: SM400C								
調気系	ドライウェル出口配管分岐点	核 427 854* <sup>6</sup>	171 200*5	609. 6	(17.5)	SM400C		ドライウェル出口配管分岐点	20	変更なし		,	·								
												609. 6 609. 6 609. 6	(9.5) (9.5) (9.5)	SM400C	<u>=</u> 0					変更なし	
				609. 6 609. 6 406. 4	(17. 5) (17. 5) (12. 7)	STS410	9				609. 6	(17.5)	STS410								
	サプレッションチェンバ出 ロ配管分岐点1	427	171	318. 5 318. 5	(10.3) (10.3)	SM400C STS410 *3			<u>I</u> Ç	変更なし											
	~ T48-F045			318, 5	(10, 3)	STS410															

: 手続き対象 申期みの内容は商業機能の観点から公開できません。

7-3-(8)-a-16

5

#### 注記\*1:外径は公称値を示す。

- \*2:()内は公称値を示す。
- \*3:エルボを示す。
- \*4:原子炉冷却系統施設のうち残智熱除去設備(原子炉格納容器フィルタベント系)並びに圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(可搬型窒素ガス供給系、原子炉格納容器フィルタベント系)及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置(原子炉格納容器フィルタベント系)と兼用。
- \*5: 差込継手の差込部内径及び最小厚さ。
- \*6: 重大事故等時の使用時の値。
- \*7:原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系)並びに圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再 循環設備(原子炉格納容器フィルタベント系)及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置(原子炉格納容器フィルタベント系)と兼用。
- \*8: 既工事計画書では既設設備の一部厚肉化を新設として記載。

# 添付資料 1-2: (3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表 (今回変更認可申請資料)

#### 3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系

#### (8) 主配管(常設)

	(8) 王配管(常設)			22 W W							
		変 更 前	変更後								
	名 称	最高使用 圧     最高使用 温     タ     4     厚     さ*2     材     料       (MPa)     (°C)     (mm)     (mm)     (mm)		名     最高使用 圧 り (MPa)     最高使用 温 度     外 径*1     厚 さ*2     材 料							
	原子炉格納容器配管貫通部 (X-230)	<ol> <li>原子炉格納施設</li> <li>1.1 原子炉格納容器</li> <li>(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部 に記載する。</li> </ol>		変更なし							
	原子 原	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。		変更なし							
原子炉格	原子炉格納容器配管貫通部 (X-81)	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部 に記載する。	原子炉格納容器	変更なし							
:納容器フィルタベント系	原子炉格納容器配管質 原子炉格納容器配管質 通路(X-81) ~ ドライウェル出口配管 分岐点 気系	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。	納容器フィルタベント系	変更なし							
- 系	*E サプレッションチェンバ出口 配管分岐点3 ~	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力逃がし装置 a. 原子炉格納容器フィルタベント系 ニ 主配管 (常設) に記載する。	-系	変更なし							

: 手続き対象

# 添付資料 1-3: (3.5.3) 耐圧強化ベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

# 3.5.3 耐圧強化ベント系 (8) 主配停 (党報)

	8) 主配管(常設)			और सा क्ष						変 更 後					
			(1. () (a) I	変更前											
	名 称	I	王 力*1 (kPa)	最高使用 温 度* <sup>1</sup> (℃)	外 径*2 (mm)	厚 さ*3 (mm)	材料		名	最高使用 最高使用 外 径®2 厚 ざ*3 材 料 (kPa) (℃) (num) (num)					
	原子炉格納容器 通部(X-230)	2管貫	原子炉格 7.1 原子炉 (4) 原子 記載する。	i格納容器	<b>と</b> 管貫通部及び電気	配線貫通部				変更なし					
J	原子炉格納容器配 頭部(X-230) 子 ~ ドライウェル出口 分岐点	管質	(8) 原子	減設備その他 炉格納容器調 子炉格納容器	気設備					変更なし					
	頭 (	增買	原子炉格 7 1 原子か (4) 原子 記載する。	移納容器	2管質通部及び電気	配線貫通部				変史なし					
耐圧強化ベント系	原子炉格納容器配通部(X-81) ~ ドライウェル出口 分岐点	管質配管	(8) 原子	減設備その他 炉格納容器調 子炉格納容器	[気設備			耐圧強化ベント系		変更なし					
4	ナブレッションチェン/ 1配管分岐点2 〜 48-F044	*用	854	200	609. 6 457. 2 457. 2 318. 5 318. 5	(9.5) (9.5) (14.3) (10.3) (10.3)	SM400C STS410 STS410 *6 STS410	- 1		変更なし					
9	48-F044 〜 卡常用ガス処理系フィ 表置出口配管合流点	ルタ	854	171	318. 5 *6 318. 5	(10. 3) *6 (10. 3)	STS410 **6 STS410			変更なし					

	: 手続き対象
--	---------

枠囲みの内容は商業機密の視点から公開できません。

添付資料 1-4: (7.3(7)) 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表 (今回変更認可申請資料)

#### g. 原子炉格納容器フィルタベント系

#### ル 主配管 (常設)

_	7.0	主配管 (常設)	Gilder Type PANK	1	MARI DE 1880								
			変 更 前	_	変更後								
	名	称	最高使用   最高使用   外 径*1   厚 さ*2   材 料 (MPa) (CC) (mm) (mm)		る								
	200	*3 炉格納容器配管貫通部 230)	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部 に記載する。		変更なし								
	原子炉格納容器調気系	** 原子炉格納容器配管賞 通部(X-230) ~ ドライウェル出口配管 分岐点	7. 原子炉格納施設 7. 3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に心載する。		変更なし								
原子炉	原子 (X-	炉格納容器配管貫通部	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部 に記載する。	原子炉	( 変更なし - ;								
子炉格納容器フィルタベント系	原子炉格納容器調気系	** 原子炉格納容器配管賞 通部 (X-81) ~ ドライウェル出口配管 分岐点	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。	原子炉格納容器フィルタベント系	変更なし								
, ne	原子炉格納容器フィルタベント系	#6 サプレッションチェン バ出口配管分岐点3 つイルタ装置 フィルタ装置 フィルタ装置コロ側ラ ブチャディスク *6 フィルタ装置出口側ラ ブチャディスク ・排気管	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力逃がし装置 a. 原子炉格納容器フィルタベント系 ニ 主配管 (常設) に記載する。	2/18	変更なし								

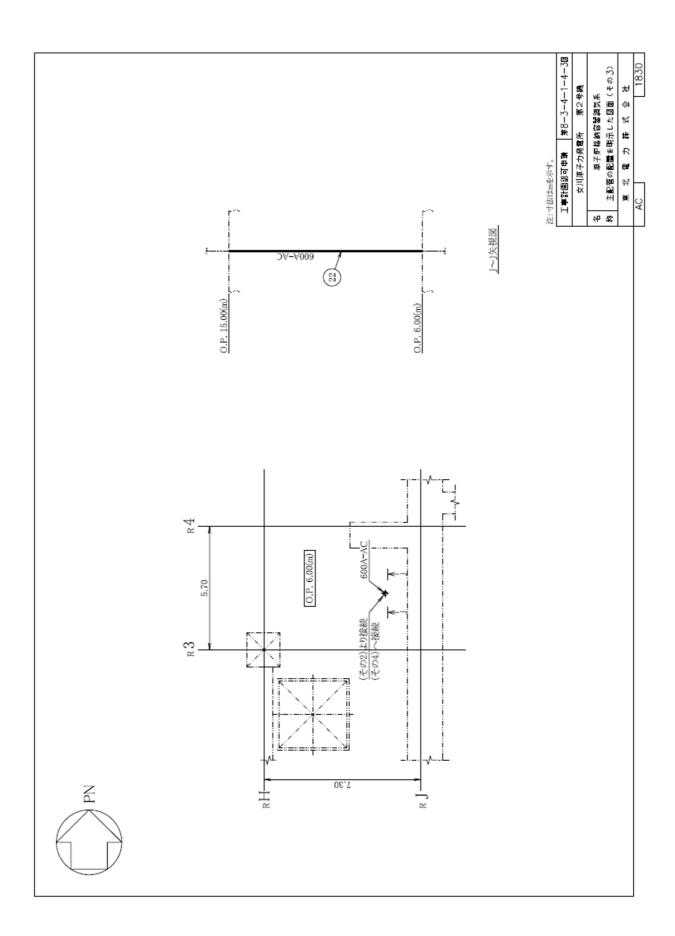
: 手続き対象

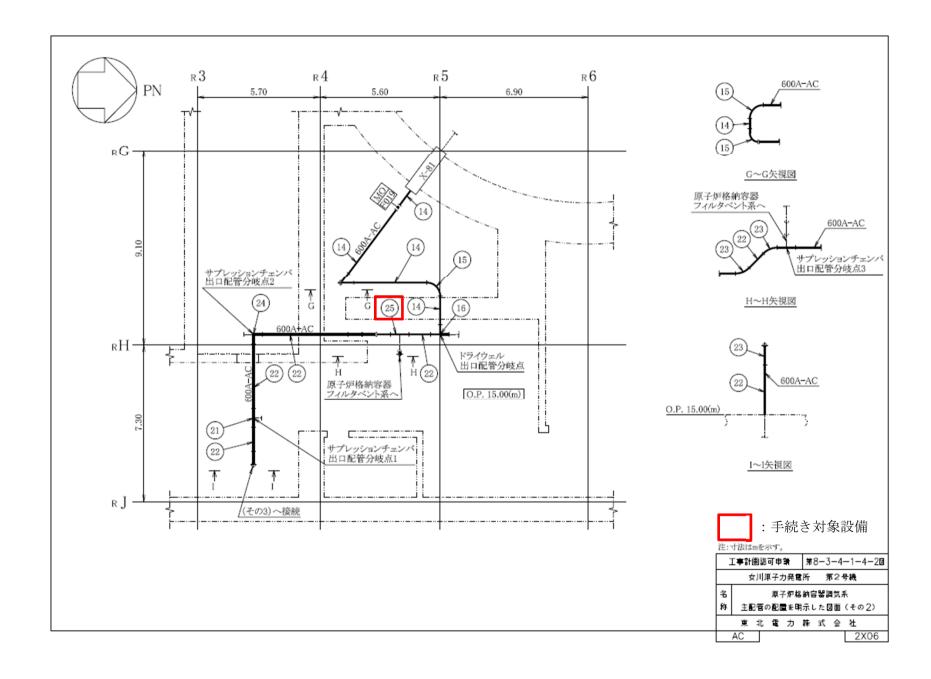
添付資料 1-5: (7.3(9)) 原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表 (今回変更認可申請資料)

#### 二 主配管 (常設)

			変 更 前								変 更 後				
4	名 称	最高使用 圧力*1 (kPa)	最高使用 温度*1 (℃)	外 径*2 (mm)	厚 さ*3 (nm)	材 料		名	称	最高使用 圧力*1 (kPa)	最高使用 温度*1 (℃)	外 径*2 (nm)	厚 さ*3	材	*
155.5	** 京子炉格納容器配管實通部 (X-230)	(4) 原	戶格納容器 子炉格納容器配	管貫通部及び電	氢配線貫通部					•	変更なし	i.			
房子炸格線容器部 安哥	*** 原子炉格納容器配管賞 通部 (X-230) ** ドライウェル出口配管 分岐点	*** 7. 原子炉格納施設 子炉格納容器配管賞 部(X-230) 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気設備 オ・主配管									変更なし				
100,000	*4 京子炉格納容器配管貫通部 (X-81)	7.1 原子板体轴索器						原子 変更なし							
<b>房</b> 另外科系经署部 多 另	原子 データ 原子炉格納容器配管賞 通部 (X-81) 〜 ドライウェル出口配管 分岐点	(8) 原子 a. 房	氏減設備その他 子炉格納容器調 ! ナ炉格納容器i 主配管	気設備			原子炉格納容器フィルタベント系				変更かし				
-				406. 4 406. 4 * <sup>7</sup> 406. 4	(12, 7) (12, 7) *7 (21, 4)	STS410 STS410 *7 SF490A	系								
配~	** ナプレッションチェンパ出口 記管分岐点3 7ィルタ装置	854	200	406. 4 406. 4 406. 4	(12, 7) (12, 7) (12, 7)	STS410	2				変更なし				
	(次頁~続く)			61. 1 *8 406. 4 406. 4 216. 3	(6. 1) ** (12. 7) (12. 7) (8. 2)	\$25C \$T\$410						:手線	売き対象		

10





【凡例】〇:適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、設計基準対象施設の地盤については、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画(以下、「既工事計画」という)において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所、自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではなく、設計基準対象施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第5条	地震による損傷の防止	0	本設備は、耐震重要度分類Sクラス機器の評価範囲にあり、それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・工事計画 ・耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,津波による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所の変更や津波防護施設の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計に対して 影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第8条	立入りの防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、 既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから,適用条文とはならない。	-
第11条	火災による損傷の防止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所や既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく、火災による損傷 の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,溢水による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく,発電用原子炉施設 内における溢水等による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第13条	安全避難通路等	Δ	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	0	本設備は、技術基準規則第2条第2項第9号二(原子炉格納容器及びその隔離弁)に掲げる安全設備であることから、環境条件(技術基準規則第14条第2項) について適合性の確認が必要であり、変更を行う設備が通常運転時、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故等において、必要な機能が、発揮できることを確認 する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書

△:適用条文であるが, 既に適合性が確認されている条文×:適用を受けない条文

	技術基準条文		選準条文	
第15条	設計基準対象施設の機能	0	本設備は設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性(技術基準規則第15条第2項)及び共用(技術基準規則第15条第6項)について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。 なお、設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響(技術基準規則第15条第4項)について、本設備は防護対象となるため適用項となるが、既工事計画において適合性が確認されており、本工事において既工事計画から内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく、当該設備の設置場所の変更や内部発生飛散物による影響に係る影響に係る防護措置の変更を行うものではなく、内部発生飛散物による影響に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象項とはならない。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第17条	材料及び構造	0	本設備は、クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス2機器として、必要な機械的強度等を有していることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・強度に関する説明書
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	Δ	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、使用中の亀裂等による破壊の防止については、維持段階での要求であるため、設計段階においては審査対象条文とならない。	-
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は,一次冷却系統(炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路)に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第20条	安全弁等	×	本設備に安全弁等が含まれないため,適用条文とはならない。	-
第21条	耐圧試験等	Δ	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、耐圧試験等については、検査段階での要求であり、設計段階において審査対象条文とならない。	-
第22条	監視試験片	×	本設備は,原子炉圧力容器ではないことから,適用条文とはならない。	-
第23条	炉心等	×	本設備は,炉心等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は,熱遮蔽材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第25条	一次冷却材	×	本設備は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリに該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	本設備は,原子炉冷却材圧カバウングリの隔離装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

△:適用条文であるが, 既に適合性が確認されている条文×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第30条	逆止め弁	×	本設備は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第31条	蒸気タービン	×	本設備は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は,非常用炉心冷却設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第33条	循環設備等	×	本設備は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第34条	計測装置	×	本設備は,計測装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第35条	安全保護装置	×	本設備は,安全保護装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	本設備は,反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は,制御材駆動装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は,原子炉制御室等に該当せず,また技術基準規則第38条第2項の操作性について,本設備は操作不要であるため適用条文とはならない。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙1に示す。)	-
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は,廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は,放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は,生体遮蔽等に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第43条	換気設備	×	本設備は,換気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

△:適用条文であるが, 既に適合性が確認されている条文×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第44条	原子炉格納施設	0	本設備は,原子炉格納施設のうち技術基準規則第44条第1項第1号及び3号に規定する設備であるため審査対象条文となる。原子炉格納容器バウンダリに係る配管であることから一次冷却系等に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に想定される最大圧力及び最高温度に耐えられる設計であることを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	<ul><li>・工事計画</li><li>・設定根拠に関する説明書</li><li>・原子炉格納施設の設計条件に関する説明書</li></ul>
第45条	保安電源設備	×	本設備は,保安電源設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第46条	緊急時対策所	×	本設備は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第47条	警報装置等	×	本設備は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第48条	準用	×	本設備は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第50条	地震による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第52条	火災による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第55条	材料及び構造	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防 止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第57条	安全弁等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第58条	耐圧試験等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第71条	重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第72条	電源設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第73条	計装設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第75条	監視測定設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第76条	緊急時対策所	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第78条	準用	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第5条	地震による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第6条	津波による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第8条	立入りの防止	Δ	工場等に係る要求であるごとから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないごとから、審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、 既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。	-
第11条	火災による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第13条	安全避難通路等	Δ	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第15条	設計基準対象施設の機能	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第17条	材料及び構造	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第20条	安全弁等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第21条	耐圧試験等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第22条	監視試験片	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第23条	炉心等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第25条	一次冷却材	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第30条	逆止め弁	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第31条	蒸気タービン	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第33条	循環設備等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第34条	計測装置	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第35条	安全保護装置	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第43条	換気設備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第44条	原子炉格納施設	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第45条	保安電源設備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第46条	緊急時対策所	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第47条	警報装置等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第48条	準用	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第49条	重大事故等対処施設の地盤	Δ	本設備は、重大事故等対処施設であることから、適用条文となるが、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所、自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではなく、重大事故等対処施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とはならない。	_

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第50条	地震による損傷の防止	0	本設備は、重大事故等対処施設であり、基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・工事計画・耐震性に関する説明書
第51条	津波による損傷の防止	Δ	本設備は、重大事故等対処施設であることから、適用条文となるが、津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第52条	火災による損傷の防止	Δ	本設備は、重大事故等対処施設であることから、適用条文となるが、火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所や不燃性材料を使用する設計及び火災防護設備に変更はなく、火災による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第54条	重大事故等対処設備	0	本設備は,重大事故等対処設備であり,重大事故等対処設備に必要な機能が発揮できることを確認する必要があるため,審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを,右記の申請書類で確認し,本条文に適合していると判断した。(本条文に対する適合性の整理結果を別紙2に示す。)	・工事計画 ・設定根拠に関する説明書 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 ・耐震性に関する説明書 ・強度に関する説明書
第55条	材料及び構造	0	本設備は,重大事故等クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため,審査対象条文となる。重大事故等クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・強度に関する説明書
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	Δ	本設備は,重大事故等クラス2機器であり適用条文となるが,使用中の亀裂等による破壊の防止については,維持段階での要求であるため,設計段階においては審査 対象条文とならない。	-
第57条	安全弁等	×	本設備に安全弁等が含まれないため、適用条文とはならない。	-
第58条	耐圧試験等	Δ	本設備は,重大事故等クラス2機器であり適用条文となるが,耐圧試験等については,検査段階での要求であり,設計段階において審査対象条文とならない。	-
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	本設備は,緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	本設備は,原子炉冷却材圧カバウングリを減圧するための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,原子炉冷却材圧力バウングリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	0	本設備は,最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当するため,審査対象条文となる。最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として求められる機能を有することを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	<ul> <li>・工事計画</li> <li>・設定根拠に関する説明書</li> <li>・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</li> <li>・強度に関する説明書</li> <li>・原子炉格納施設の設計条件に関する説明書</li> </ul>
第64条	原子炉格納容器内の冷却等の ための設備	×	本設備は,原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	0	本設備は,原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当するため,審査対象条文となる。原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備として求められる機能を有することを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・設定根拠に関する説明書 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 ・原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	本設備は,原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	0	本設備は,水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当するため,審査対象条文となる。水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備として求められる機能を有することを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・設定根拠に関する説明書 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 ・原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 ・原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	本設備は,水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は,使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	本設備は,工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第71条	重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備	×	本設備は,重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第72条	電源設備	×	本設備は,電源設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第73条	計装設備	×	本設備は,計装設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	本設備は,運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第75条	監視測定設備	×	本設備は,監視測定設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第76条	緊急時対策所	×	本設備は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は,通信連絡を行うために必要な設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第78条	準用	×	本設備は,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

	技術基準条文	適用要否判断	文:適用を受けない栄文 理 由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第5条	地震による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第6条	津波による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第8条	立入りの防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、 既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから,適用条文とはならない。	-
第11条	火災による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第13条	安全避難通路等	Δ	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第15条	設計基準対象施設の機能	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第17条	材料及び構造	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第20条	安全弁等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第21条	耐圧試験等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第22条	監視試験片	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第23条	炉心等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第25条	一次冷却材	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの 隔離装置等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第30条	逆止め弁	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第31条	蒸気タービン	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第33条	循環設備等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第34条	計測装置	×	本設備は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_